

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅱ	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いきいきと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	6	地域福祉の推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>身近な地域における支え合い活動の中心となるサロン※1の増加など、地域住民が支え合うための体制が充実してきている一方、ひとり暮らしの高齢者の増加やコミュニティの希薄化により、高齢者、障害のある人、生活に困窮する人、ひきこもり状態にある人など、生活に課題を抱えたり支援を必要としている方が、地域で孤立したり、制度の狭間で支援に結びつきにくくなるなどの課題があります。</p> <p>このため、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、市民が世代や分野、「支え手」「受け手」という関係を超越して、相互に支え合う地域共生社会を実現することが必要です。また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザイン※2の考え方にに基づき、公共施設、公共交通などのハード面、情報、コミュニケーションなどのソフト面の両面におけるバリアフリー化の推進が必要です。</p>
取組の方 向	<p>1 福祉コミュニティづくりと包括的な支援体制の整備</p> <p>福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりを進めます。また、地域における複雑・多様化した課題の解決に向けて、高齢、障害、子育てなどの各福祉分野が連携して支援に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。</p> <p>2 バリアフリー※3による福祉のまちづくりの推進</p> <p>誰もが公共施設、公共交通などを快適に利用できるよう、道路、公園、駅、住宅などのバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、ユニバーサルデザイン化を推進し、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開。</p>
コロナ禍の影響	<p>感染拡大を契機とした活動量自体の減少・活動規模の縮小により、当初予定していた事業内容の展開が困難な状況となった。</p> <p>オンラインでの研修や講義を行うことで、移動時間や経費の削減に繋がり、対面での開催時よりも参加者自体は増加傾向となった。</p>

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	福祉コミュニティづくりの推進度(地域で互いに助け合い、支え合っていると思う市民の割合)						結果の分析
	地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	今後の取組等の効果を見込み、目標を設定しました。						コロナの影響により活動に制限が生じたため、地域でのつながりが希薄化したこともあり、目標値には達していないものの、数値としては半数を超えており、事業を継続していることにより、一定の効果が出ているのではないかと考える。
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問6で、「お住まいの地域では、住民が互いに助け合い、支え合っていると(どちらかと言えば)思う。」と回答した割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				60.1	63.9	
実績値(%)	56.6	56.0	53.5	48.7	50.3	-	

【指標2】対応する取組の方向 1

指標と説明	「地域住民による相談窓口」の機能を持つ地区の数【累計】						結果の分析
	地域における困りごとの相談を受け止める地区ボランティアセンターなどの設置により、地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	これまでの取組状況や、今後の取組等の効果を見込み、目標を設定しました。						コロナの影響等で、目標値に達していないため、引き続き、様々な機会を捉え、理解促進と担い手の育成を行うとともに、より効果的な方法を検討していく。
成果指標の算出方法	市内に22地区ある地区社会福祉協議会が行っている福祉コミュニティ形成事業において、地区ボランティアセンターを設置して個別ニーズ対応を行っている地区の数。						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(地区)	-				14	18	
実績値(地区)	9	12	12	13	13	-	

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	バリアフリー化に満足している市民の割合						結果の分析
	誰もが快適な日常生活を送ることができる福祉のまちづくりに向けた取組が進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	今後の取組等の効果や社会情勢の変化を踏まえ、目標を設定しました。						目標値に達していないため、引き続き、市民等の取組の把握や周知を検討していく。
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問8で「市内のバリアフリー化によって、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすいものとなっていると(どちらかといえば)思う。」回答した割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				35.0	39.0	
実績値(%)	29.3	35.9	34.2	34.0	29.5	-	

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>コロナ禍により活動量自体は減少しつつも、感染対策等を行いながら、サロンの開催を継続してきたことにより、「地域で互いに助け合い、支え合っていると思う市民の割合」は基準値を下回ったものの、概ね半数近い値となっている。また、「地域住民による相談窓口」機能を持つ地区の数は、22地区のうち13地区であり、半数を超える地区で体制が整備されており、障害者差別解消等の普及啓発の継続等の実施により、満足している市民の割合も半数を上回っている。</p> <p>引き続き、福祉コミュニティづくりの推進に向けて、地域情報の共有システムを活用するとともに、バリアフリー化の推進を図るため、ユニバーサルデザインや障害者差別解消にかかる普及啓発を実施していく。また、アウトリーチの推進など、包括的な支援体制の充実を目指していく。</p>
-----------------------	--

※1【サロン】地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動のこと。高齢者、障害のある人、子どもとその保護者を対象とした対象者別のサロンや、誰でも自由に参加できるサロンがある。

※2【ユニバーサルデザイン】障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、できる限り全ての人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

※3【バリアフリー】障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅱ	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いきいきと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	7	生活に困窮する人の自立支援
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る要因が複雑・多様化しており、自ら課題を解決することが困難である場合も少なくないため、安心して日常生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な支援により課題の解決を図るとともに、生活保護制度の利用が必要となった場合には、適正な保護の実施により生活の保障と自立に向けた支援を進めることが必要です。</p> <p>また、子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、そして貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、ひとり親家庭等の自立の支援や子どもの居場所づくりなどを進めることが必要です。</p>
取組の方向	<p>1 生活の安定と自立に向けた支援</p> <p>相談支援などの自立支援の取組や、関係機関や地域との連携による支援体制の構築により、生活に困窮し支援を必要としている人の自立を促進し、生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭等の自立や、子どもの居場所づくりの取組を支援します。</p>
	<p>2 生活保護制度利用世帯への支援</p> <p>生活保護制度による支援を必要とする世帯に対して、適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の充実を図り、自立を促進します。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月、生活困窮者自立支援法等が改正、生活保護制度利用者に対し、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行う被保護者就労準備支援事業が任意事業として法定化された。また、生活困窮者向けの就労準備支援事業等が生活保護制度利用者に対しても実施が可能になるなど就労支援に対する取組が強化された。 本市では、被保護者就労準備支援事業は実施済であり、生活困窮者と生活保護制度利用者に対する一体的な支援を実施していることから、今後も国の動向を見極めながら効果的な支援に取り組む必要がある。
コロナ禍の影響	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においては、失業や収入の減少等となった方が増加したため、生活困窮者・生活保護相談窓口を土日祝日開設し、相談機会の拡充を図った。 コロナ禍で相談者が抱える問題の複雑化・多様化（個人事業主、外国人、若年層等からの相談）が顕在化した。 子ども・若者支援事業については、コロナ禍の制限があったため集合形式の事業実施が困難な時期もあったが、オンラインの活用など新たな手法により支援を継続した。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	就労支援の決定率(生活困窮者自立支援相談窓口※1で相談を受けた者のうち、就労支援が決定した割合)						結果の分析
	相談者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	今後の制度の周知及び自立支援相談窓口の柔軟な運用等による効果を見込み、目標を設定しました。						コロナ禍においては、生活困窮者・生活保護相談窓口の土日祝日開設による相談機会の拡充を図ったことなどもあり、生活困窮窓口においては、相談者及び就労支援に繋がった人の割合が増加傾向にあった。コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進んだ令和5年度については、コロナ禍と比較して、生活困窮者自立支援相談窓口における相談者数の減少、相談内容の多様化(就労支援以外の相談)、市内有効求人倍率及び就職率も改善傾向にあったことから、就労支援の対象者が減少したと考える。
成果指標の算出方法	生活困窮者自立支援相談窓口で相談を受けた者のうち、就労支援が決定した者の割合						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				37.6	45.2	
実績値(%)	28.1	22.5	21.8	33.7	19.3	—	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	就労支援事業の参加率(就労支援事業の対象となる生活保護制度利用者のうち、就労支援事業に参加した割合)						結果の分析
	生活保護制度利用者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	今後の就労支援を通じた保護脱却推進のためのインセンティブ付け等による効果を見込み、目標を設定しました。						コロナ禍においては、生活困窮者・生活保護相談窓口の土日祝日開設による相談機会の拡充を図ったことなどもあり、就労支援に繋がった人の割合が増加した。令和5年度については、雇用状況は若干回復傾向にあったが、物価高騰の影響等により、就労以外にも課題を持つ生活保護利用者が増えたことから、就労支援事業に参加した割合が減少したと考える。
成果指標の算出方法	就労支援事業の対象となる生活保護制度利用者のうち、就労支援事業に参加した割合						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—				61.9	63.5	
実績値(%)	59.9	63.1	55.0	59.8	45.3	—	

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>就労支援については、各支援対象者の状況に応じた適切な支援に繋がるよう、生活困窮者自立支援相談窓口、生活保護相談窓口、市総合就職支援センター、ハローワーク等が連携し、就労準備支援や一般就労に向けた伴走型支援を実施することができた。</p> <p>今後も各機関や市内企業等と協力しながら生活困窮者及び生活保護制度利用者に対する就労促進の取組を継続していく。</p> <p>子ども・若者支援事業(子ども健全育成事業※2、若者自立サポート事業※3)については、コロナ禍でもオンラインの活用により継続して支援を行うことができた。</p> <p>学習環境や多様な課題を抱えやすい生活保護利用世帯等の子ども・若者に対して、勉強会や行事の開催、若者があるのままでいられる場所の提供等を通じて、将来自立していくために重要な学力や社会性の向上に繋がるよう、支援を継続していく。</p>
-----------------------	---

6 総合計画審議会の意見等

総合計画審議会の意見等	<p>【施策の進捗状況に関する評価】</p> <p>コロナ禍において、生活困窮者・生活保護相談窓口の土日祝日開設などの弾力的対応を行ったことは評価できるものの、成果指標1、2の実績値はともに中間目標値を下回っており、多角的に検証することや改善を図る必要がある。</p> <p>国の方針・状況の変化を取り入れ、困窮者の現況に寄り添った支援を行っていることは評価できるものであり、より高いレベルの支援を目指してほしい。</p> <p>【今後の施策の方向性に関する意見】</p> <p>特に子どもを対象とした取組については、支援のより一層の拡充を図るとともに、他自治体での事例を参考にするなど、様々な視点で支援を検討してほしい。</p>
-------------	---

※1【自立支援相談窓口】生活に困窮する人の自立に向けて、地域のネットワークを構築しながら、包括的・継続的な相談支援を行うとともに、就労やその他の支援体制を整備し、生活に困窮する人の自立を支援するもの。

※2【子ども健全育成事業】生活保護利用世帯及び生活に困窮する世帯の子ども・若者(小学6年生・中学生・高校生・不登校など)を対象に、勉強会や行事等の開催、居場所の提供等を通じて、社会性や他者との関係を育むことに繋がるよう支援するもの。

※3【若者自立サポート事業】生活保護利用世帯及び生活に困窮する世帯の様々な課題を抱える若者(ひきこもり・ニートなどで課題を抱える者、母子世帯等で定時制及び通信制高校に籍を置く未就労の者、家庭環境に課題がある世帯の若者等で、おもに16歳から30歳代)を対象に、地域に若者があるのままでいられる場を確保し、社会性や他者との関係を育む支援、学びなおし支援、就労支援等、個々の状況に合わせたきめ細かな支援を行うもの。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅱ	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いきいきと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	8	地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>超高齢社会において、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、8050問題※1や育児と介護のダブルケアなどの複合的な課題も生じている中、誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立した日常生活を送ることができるための取組が求められています。</p> <p>このため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供されるとともに、高齢者等を地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実や、高齢者の地域活動への参加や就労の支援などの社会参加に向けた取組の推進が必要です。</p>
取組の方向	<p>1 地域包括ケアシステムの充実</p> <p>ひとり暮らしの高齢者や介護家族などに適切な支援が行われるよう、日常生活圏域※2において、地域包括支援センター※3を中心に、高齢者等を見守り、支える地域づくりを推進します。さらに、在宅医療・介護の連携や高齢者等の権利擁護、自立支援、介護予防と重度化防止の取組を進めるとともに、住民主体による支え合いの活動や身近な通いの場の普及、外出しやすい環境の整備などの取組も進め、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。</p>
	<p>2 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進</p> <p>共生と予防の取組に重点を置き、当事者の視点に立った普及啓発と支援を行うとともに、適時・適切な医療、介護などの提供を行う地域ネットワークの整備・強化を図り、認知症のある人とその家族にやさしい地域づくりを推進します。</p>
	<p>3 介護サービス基盤の充実</p> <p>介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組の推進や介護サービスの質の向上を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制を確保することで、高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実を図ります。</p>
	<p>4 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進</p> <p>高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や世代間交流、伝統文化伝承活動などを支援する環境づくりを進めるとともに、関係機関などとの連携による就労支援を図り、高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組を推進します。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等を改正、高齢者医療制度の見直し等が行われた。 令和5年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が制定 累次の介護報酬改定により、介護職員等の処遇改善がおこなわれている。 「地域医療介護総合確保基金」により、地域の実情に応じた介護人材の確保・定着・育成に向けた取組が行われている。
コロナ禍の影響	<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大防止の観点から、対面による認知症サポーター養成講座を休止していたが、オンラインを活用した講座の開催により、実績の伸び率は低下したが途切れることなく認知症サポーター養成講座を実施した。 介護人材等に係る対面による研修やイベントを縮小・休止していたが、オンラインの活用をはじめとした感染拡大防止措置を講じるなど、受講者のニーズや研修内容の重要性等を勘案しながら必要な事業を実施した。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	要支援・要介護認定の新規申請者の平均年齢 介護予防の取組の推進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去の傾向や今後の地域包括ケアシステムの取組の効果を見込み、目標を設定しました。						介護予防の取組により、想定していた目標値を達成できた。
成果指標の算出方法	要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(歳)	-	/	/	/	79.1	79.5	
実績値(歳)	78.5	80	79.3	80.6	80.7	-	

【指標2】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	認知症サポーター※4の養成数【累計】 認知症のある人とその家族にやさしい地域づくりが推進されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	国の目標値と本市のこれまでの認知症サポーター養成状況を踏まえ、目標を設定しました。						平成30年以前の実績の伸び率平均から成果指標を積算していたが、コロナ禍の影響によって認知症サポーター養成講座の開催数が減少し、当初想定していた目標値に及ばなかった。
成果指標の算出方法	認知症サポーターの累計養成者数						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(人)	-	/	/	/	74,488	98,500	
実績値(人)	44,488	50,300	53,673	57,769	62,083	-	

【指標3】対応する取組の方向 1、3

指標と説明	介護人材の不足感 高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	介護人材の確保・定着・育成に係る取組による効果を見込み、目標を設定しました。						調査対象者の主観に基づく回答となるため、年度により実績値が上下しているが、介護人材の確保・定着・育成のための取組を着実に実施したことにより、目標値を達成したものと捉えている。
成果指標の算出方法	市内の介護サービス事業所等へのアンケート調査において「介護人材が不足している」と回答した割合						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	/	68.9	68.1	
実績値(%)	69.9	57.5	65.4	60.2	62.8	-	

【指標4】対応する取組の方向 1、4

指標と説明	生きがいがあると感じている高齢者の割合 高齢者の社会参加や生きがいづくりに向けた取組の推進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	高齢者の社会参加と生きがいに係る取組による効果を見込み、目標を設定しました。						コロナ禍の影響により令和4年度は一時減少し、中間目標には及ばなかったが、取組の効果は着実にしているものと考えられる。
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問10で「生きがいがあると（どちらかといえば）感じている」と回答した高齢者の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	/	78.7	80.0	
実績値(%)	77.5	77.9	78.8	76.5	78.3	-	

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応

コロナ禍により、介護予防の活動や各種研修の開催等について、対面での開催が制限されたこともあり、一部の中間目標は達成できなかったものの、オンラインで開催する等、事業実施方法の工夫を行い、介護人材の確保・定着・育成のための研修や認知症サポーター養成講座に取り組んだことで、継続した事業の実施により、着実に「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取組を進めることができた。

今後は、更なる地域包括ケアシステムの充実や誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して、「介護予防・健康づくりの取組」「在宅医療・介護連携と認知症施策の推進」「高齢者を支える基盤の整備」「包括的な支援体制の整備」について重点的に取り組む。

6 総合計画審議会の意見等

総合計画審議会の意見等

【施策の進捗状況に関する評価】
地域包括ケアシステムの基盤となる体制づくりに取り組んでいることは評価でき、地域実情を踏まえた更なる強化に努めてほしい。また、コロナ禍の影響が大きかったことを踏まえれば、取組の成果があったものと評価できる。一方で、指標3については、実績が上下する中で目標を達成しているという市の分析には違和感があり、指標のあり方を検討してほしい。

【今後の施策の方向性に関する意見】
本施策は市民の要望が多様である分野であり、個別事業の体系化を図るなど、優先順位を明確にして推進してほしい。また、介護人材不足は、全国的な課題であり、先進性を踏まえ、労働環境の向上や性別役割分担意識の解消なども含め、より抜本的な施策展開の検討が望まれる。その他にも、企業やNPO法人をはじめ、各団体等との連携や、若者への介護に関する周知活動を推進するとともに、地域包括ケアシステムについては、他自治体と比較して相模原市が見劣りしないような施策展開が望まれる。

※1【8050(はちまるご一まる)問題】80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうこと。

※2【日常生活圏域】市町村が、その住民が日常生活を送っている地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の状況その他の条件を勘案して定める区域。本市では、公民館区を基本とし、当該圏域の高齢者人口が1万人を超える地域はこれを分割し、圏域を設定している。

※3【地域包括支援センター】介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を置き、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として設置。本市では愛称を「高齢者支援センター」としている。

※4【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識を持って、地域や職場で認知症のある人や家族を手助けする者。認知症サポーター養成講座の受講が必要。本市ではその養成を積極的に進めている。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅱ	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いきいきと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	9	障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>国による制度改正に伴い障害福祉サービスなどの支援が充実し、サービス利用者の増加や地域生活への移行が図られている一方、障害の重度化や障害のある人の高齢化の進行など、障害のある人や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>こうした中、障害等に関する理解の促進、誰もが住み慣れた地域で自らの望む生活を送るためのサービスを提供できる体制の充実、就労環境の充実といった障害のある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会を実現することが求められています。</p>
取組の方 向	<p>1 障害等に関する理解促進と権利擁護</p> <p>障害のある人や障害者団体等と連携しながら、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進することにより、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に取り組みます。</p>
	<p>2 障害のある人の地域生活の支援</p> <p>障害特性などに応じた支援の充実、本人の意思を尊重した支援の提供など、障害のある人が安心して地域生活を送るための取組を進めます。</p>
	<p>3 福祉人材の確保とサービスの質の向上</p> <p>障害福祉サービス事業所やボランティア団体などにおける福祉人材の確保・定着に向けた取組を進めるとともに、研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供を図ります。</p>
	<p>4 障害のある子どもへの支援の充実（施策1再掲）</p> <p>障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児や重症心身障害児を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。</p>
	<p>5 障害のある人の就労環境の充実</p> <p>障害福祉サービス事業所から一般企業への就労促進や就労継続支援事業所※1の工賃向上などの支援に取り組むとともに、障害のある人の市職員への雇用機会の拡大や、ハローワークなどの関係機関と連携した障害者雇用に向けた企業への働きかけなど、充実した就労環境づくりに取り組みます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化</p> <p>令和5年こども家庭庁発足（障害児施策）</p> <p>令和5年4月1日 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ 制定</p>
コロナ禍の影響	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度は、研修受講者、障害児の相談者数、一般就労への移行人数が基準値に比べて減少した。</p>

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	地域の中で障害のある人への理解が進んでいると思う市民の割合 障害等に関する理解促進に向けた普及啓発が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	社会全体の障害等への理解が進むこと等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問7で「地域の中で、障害のある人への理解が進んでいると（どちらかといえば）思う」と回答した人の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				46.8	52.0	
実績値(%)	40.3	44.3	42	38	40.1	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	共同生活援助（グループホーム）※2の利用人数【累計】 障害のある人の地域生活の場となる共同生活援助（グループホーム）の利用人数を測ることで、安全で安心して地域生活を送るための取組が進んでいるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の需要等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	請求情報集計システムから利用者数を算出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(人)	-				913	1,020	
実績値(人)	742	1,024	1,157	1,295	1,390	-	

【指標3】対応する取組の方向 3

指標と説明	福祉研修センター※3の実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数【累計】 研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	障害福祉サービス提供体制を取り巻く環境や過去の研修受講者数の推移等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	障害者支援センター松が丘園の事業報告書から転記						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(人)	-				2,000	2,240	
実績値(人)	1,405	782	886	1,456	2,073	-	

【指標4】対応する取組の方向 4

指標と説明	療育相談、発達障害相談者数（施策1再掲） 障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	近年のトレンド及び65歳未満人口の増減率を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	各子育て支援センター療育相談班（中学生まで）と発達障害支援センター（高校生以上）の新規相談件数の合計						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(人)	-				2,040	2,200	
実績値(人)	1,858	1,392	1,549	1,493	1,610	-	

【指標5】対応する取組の方向 5

指標と説明	一般就労への移行人数（障害福祉サービス事業所で就労訓練を受け、一般就労に結びついた人数） 一般就労に結びついた人数を測ることで、就労環境の充実が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	これまでの移行実績、増加率等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	障害福祉サービス事業所に調査を行うことにより、一般就労移行者数を算出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(人)	-				234	360	
実績値(人)	143	129	132	163	154	-	

5 施策全体の中間評価

所管局区等
の評価及び
評価に対す
る今後の対
応

障害等に関する理解の促進のための取組を様々な機会を捉えて行っているが、更に市民の理解促進を図る必要があるものと考え。また、誰もが住み慣れた地域で自らの望む生活を送るための体制の充実を図る中で、グループホームの利用者数は増加傾向にあり、障害のある人の自立及び社会参加の支援を推進することができた。

コロナ禍の影響により、研修受講者、障害児の相談者数、一般就労への移行人数が一時的に減少したが、研修受講者については、受講者の希望に沿った研修内容にしたことで増加することができた。

今後は、人材育成のほか、障害のある方への理解促進や支援をおこなうため、福祉、医療、教育及び雇用の一層の連携強化を図るなど、効果的な取組を実施していく。

※1【就労継続支援事業所】一般企業などにおける就労が困難な障害のある人に対し、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う事業所。

※2【共同生活援助(グループホーム)】介護を要する障害のある人に対する、共同生活の場における、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援。

※3【福祉研修センター】障害者支援センター松が丘園にある機能。市内障害福祉サービス事業所等の職員の質の向上を図るため、障害福祉基礎研修や支援技術向上研修などを実施。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	4	健康で心豊かに暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	10	健康づくりの推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>心身の健康は、日々を快適に過ごすために大切なものです。運動習慣を有する市民の割合が増えるなど、市民の健康への意識は高まっている一方、超高齢化の進行や生活習慣病の増加などの課題が生じています。こうした中、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、そうした取組を地域社会全体が支えていくことが必要です。</p> <p>また、自殺死亡率が減少傾向にあるものの依然として高いことから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとともに、うつ病や依存症などの精神疾患、ひきこもり状態などによる生きづらさや孤立に対する支援を含めて、市民の心の健康づくりに対する支援が求められています。</p>
取組の方向	<p>1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実</p> <p>運動の習慣化や健康的な食習慣の形成など、市民が主体的に取り組む健康づくりへの支援や、地域、学校、企業などと連携した効果的な健康づくりの取組を進め、生活習慣病の発症と重症化の予防などを図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことを目指します。</p>
	<p>2 心の健康づくりと自殺総合対策の推進</p> <p>うつ病などの心の病に対する対策や自殺の防止などを図るため、専門相談の体制づくりや普及啓発活動など、心の健康づくりに関する取組や自殺総合対策を推進します。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>令和6年度～令和17年度を期間とする「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」が制定され、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項が示された。</p>
コロナ禍の影響	<p>一人ひとりの健康に対する意識（特に感染予防に対する意識）が高まった一方、健康づくりの取組については個人差が広がったとする見方もある。市が実施する各種事業も中止もしくは縮小を余儀なくされたほか、他者と同一空間で行う運動や健診等も参加率の低下が見られたが、コロナ禍前に設定した目標値に到達しないまでも、徐々に回復傾向にある。</p>

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	自分が健康であると感じている市民の割合 市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすための取組が進んでいるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果や過去のトレンド等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問11で「自分の健康状態について、（まあ）健康である」と回答した人の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				82.8	84.3	
実績値(%)	81.4	78.5	79.0	77.2	77.7	-	

実績値の減少について、これはコロナ禍による精神的なストレスの増加や活動機会の減少などによるものと考えているが、5類に移行後はコロナ禍前の状況に戻りつつあるものと考えられる。

【指標2】対応する取組の方向 1

指標と説明	健康のために取り組んでいることがある市民の割合 市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の需要等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問12で「運動や食生活など健康のために何か（少し）している」と回答した人の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				73.8	75.4	
実績値(%)	71.8	70.4	70.8	71.6	73.5	-	

長期化するコロナ禍の影響により、一時は実績値が低下したものの、社会活動の再開等により徐々に健康づくりの機会も回復してきたものと考ええる。

【指標3】対応する取組の方向 1

指標と説明	健康診断の受診率（1年間に健康診断を受けた市民の割合） 市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果や過去のトレンド等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問13で「この1年間に、健康診断を受けた」と回答した人の割合。						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				79.7	81.6	
実績値(%)	77.7	73.5	76.9	78.4	79.0	-	

コロナ禍は感染予防のために受診控え等も起きたと考えられるが、徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつある。

【指標4】対応する取組の方向 2

指標と説明	ゲートキーパー※1の養成数【累計】 自殺総合対策が推進されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	今後の社会情勢等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	ゲートキーパー研修受講者数より算出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(人)	-				7,697	10,100	
実績値(人)	4,697	6,760	7,951	8,725	9,407	-	

コロナ禍の影響により、一時的に対面での研修開催の機会が減ったが、対面に加えてオンラインを活用した研修開催等の工夫により実績値増につながったと考える。

【指標5】対応する取組の方向 2

指標と説明	精神疾患や心の健康に関して市に相談の窓口があることを知っている市民の割合 心の健康づくりに対する支援が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	今後の取組等による効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問14で「市役所に、精神疾患や心の健康に関する相談の窓口があることを知っている」と回答した人の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				57.9	60.0	
実績値(%)	55.8	55.4	56.8	57.1	56.0	-	

コロナ禍では精神的なストレスの増加により関連情報へのアクセスが増加したと考えられるが、5類移行後は、コロナ禍前の状況に戻りつつあるものと考えられる。

5 施策全体の中間評価

所管局区等の
評価及び
評価に対する
今後の対応

急速な少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきており、生活習慣の改善や介護予防など、健康寿命の延伸に向けたより一層の取組が求められている。また、コロナ禍により、市民の健康に対する意識には大きな変化があったと考えられる。こうしたことを受け、市民や企業等の健康づくりの意識の醸成等を図ろうと、市では健康づくり推進条例を令和5年4月から施行した。具体的な事業等は、令和6年度～令和11年度を計画期間とする保健医療計画（第3次）に基づき実施していく。

令和6年3月、コロナ禍の影響により顕在化した新たな課題への対策を盛り込んだ第3次自殺総合対策の推進のための行動計画を策定した。今後は、行動計画に基づく各種取組を実施し、市民の心の健康づくりと自殺総合対策を推進していく。

※1 【ゲートキーパー】自殺対策において、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅱ	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	4	健康で心豊かに暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	11	医療体制の充実
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>本市の医療体制については、医療関係団体と連携した初期から三次までの救急医療体制の確立により、安心して医療を受けられると感じている市民が増えている一方、超高齢化の進行による在宅医療や救急医療の需要の増大、中山間地域の地域医療体制の確保、疾病構造の変化に伴う医療需要への対応などの課題が生じています。</p> <p>このため、充実した救急医療体制の確保や救命救急に関する啓発、医療従事者の確保・養成など、今後も市民が安心して医療を受けられるための取組が必要です。</p>
取組の方向	<p>1 地域医療体制の充実</p> <p>病院や診療所をはじめ歯科医療機関、薬局などの連携を促進することにより、疾病の状況に応じて適切な医療を提供することができる体制づくりを進めるとともに、総合的な診療能力を有する医師など地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実を図り、かかりつけ医などの普及・定着に向けた取組を進めます。</p>
	<p>2 救急医療体制の確保</p> <p>初期救急医療機関から三次救急医療機関※1までの充実した救急医療体制の確保により、休日・夜間における急病患者に対し、適切な医療を提供します。</p> <p>また、救急業務の高度化※2を推進するとともに、メディカルセンター急病診療所や救急車の適正利用の普及啓発、救急隊の適正配置などにより、増加する救急需要への対応を進めます。</p>
	<p> </p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保することや、持続可能な医療提供体制を維持していくために、令和6年4月から医師の働き方改革の制度が施行され、医師に対する時間外労働の上限規制が設けられたほか、連続勤務時間の制限、勤務間のインターバル規制など医療機関における健康確保措置の実施などが義務付けられた。</p>
コロナ禍の影響	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、全国的に外来患者の減少又は抑制、病床利用の制限や救急搬送困難事例が生じていた。</p>

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	かかりつけ医の普及率(かかりつけ医を持っている市民の割合) 地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の普及啓発事業等の効果を見込み、目標を設定しました。						啓発グッズの配布や動画をホームページやSNS公開し、啓発普及を実施するものの若年層へ浸透せず、課題となっている。
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問15で「かかりつけの医師がいる」と回答した人の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				61.1	64.6	※年代別参考(令和5年度) 10~40歳代 43.4% 65歳以上 72.1%
実績値(%)	57.6	56.3	58.4	55.7	57.6	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合 救急医療体制の確保が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去の推移から伸び率を算出し、目標を設定しました。						収容依頼3回以内で受け入れられた件数は増加しているものの、救急搬送の件数自体が増加しており、割合は減少となった。
成果指標の算出方法	救急搬送者のうち救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた割合						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				96.5	97.4	※救急搬送件数 令和2年度 26,115件 令和5年度 36,342件
実績値(%)	95.3	95.8	94.5	93.6	94.6	-	

5 施策全体の中間評価

<p>所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応</p>	<p>地域医療体制の充実については、「かかりつけ医」などの普及率向上に向けて計画初年度から啓発グッズの作成を実施した。令和5年度は、課題となっている普及率の低い若者向けに啓発動画放映や広報手段を活用し普及啓発を行ったことで、一定の効果が得られたため、引き続き、若者向けに普及啓発を行っていくほか、さらなる地域医療体制の充実を図るため、在宅医療の充実や医療・介護の連携推進に向けた取組を進める。</p> <p>救急医療体制の確保については、指標の救急搬送の受け入れ割合は減少しているものの、救急搬送件数が大幅増加したことが要因となっている。今後も救急車の適正利用の普及啓発を継続するとともに、受診可能な医療機関案内に加え、医療従事者への相談体制の構築に向けた取組を進める。</p>
------------------------------	---

※1【初期救急医療機関】救急患者の中でも最も多い比較的軽症の患者に対応する医療機関。

【二次救急医療機関】初期救急医療機関からの転送患者や入院治療を必要とする救急患者を受け入れる医療機関。

【三次救急医療機関】初期、二次救急医療機関、救急告示医療機関や救急隊等との連携をもとに、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れる医療機関。

※2【救急業務の高度化】「救急救命士に対する指示及び救急隊員に対する指導・助言体制」、「救急活動の医学的観点からの事後検証体制」、「救急救命士の研修」の充実等を進め、救急隊員の資質を向上し、救命効果の更なる向上を図ること。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	5	個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります
施 策 名	NO	12	多文化共生※1の推進と世界平和の尊重
施 策 所 管 局	市民局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>外国人市民※2の増加や定住化が進む中、国際交流や協力などの機会を通じて、市民の国際感覚の醸成と相互理解の促進を図り、誰もが暮らしやすく、活力ある地域社会を形成するための取組が求められています。</p> <p>このため、異なる文化や習慣を尊重し合う多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。</p> <p>また、世界には今なお紛争の絶えない地域が数多くあり、世界の恒久平和を実現することは、唯一の戦争による被爆国である我が国だけに限らず、世界共通の願いです。</p> <p>このため、より多くの市民の参加を得て平和意識の普及啓発を展開し、一人ひとりが国際社会の一員として、世界平和の実現を目指した社会づくりを進める必要があります。</p>
取組の方向	<p>1 多文化共生の推進</p> <p>市民が異なる文化や習慣を尊重し、相互理解を深めていく中で、主体的に交流し、協働することにより、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。</p>
	<p>2 国際交流・国際協力の推進</p> <p>市民、市民活動団体などが活発に交流を重ねることにより、市民一人ひとりの国際感覚の醸成や地域の活性化を図ります。</p>
	<p>3 平和意識の普及啓発活動の推進</p> <p>世界平和の実現に向け、相模原市核兵器廃絶平和都市宣言（昭和59年議決）を踏まえた、「市民平和のつどい」の開催を通じ、平和意識の普及啓発を図るなど、世界平和に貢献する活動を進めます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	なし
コロナ禍の影響	<ul style="list-style-type: none"> ポスターコンテスト入賞者による平和大使の広島訪問を実施していたが、コロナ禍の影響により代替案としてオンラインを利用し、広く一般市民を対象とした広島オンラインツアーを実施した。 集客を伴う講演会などの参加人数調整や、市民参加型イベントの自粛を行った。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	多文化共生の実現に向け取り組んだ市民の割合						結果の分析
	国籍を問わず誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	過去のトレンドや外国人市民数の増加等を踏まえ、目標を設定しました。						コロナ禍によるイベントの中止など市民活動の低下があったが、R4から国際交流フェスティバルなど、市民が参加できるイベントが再開し、全体的に実績値の回復が見られる。
成果指標の算出方法	市民アンケート 令和6年3月実施（令和5年実績）より、問16多文化共生に関する取り組み実績から回答者全体を100%とし、実施していない割合を差し引いた値						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				30.9	33.3	
実績値(%)	28.5	30.3	21.4	23.9	24.1	—	

【指標2】対応する取組の方向 3

指標と説明	世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合						結果の分析
	平和意識の普及啓発により、世界平和に貢献する活動が進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。						コロナ禍によるイベントの中止など市民活動の低下があったが、平和のつどい講演会の実施などのイベントの再開やウクライナ侵攻など社会情勢の影響により、平和への意識の高まりがみられる。一方、募金活動に関しては長期化しているためか低下の傾向がある。
成果指標の算出方法	市民アンケート 令和6年3月実施（令和5年実績）より、問17平和に関する取り組み実績から回答者全体を100%とし、実施していない割合を差し引いた値						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—				42.0	43.5	
実績値(%)	40.6	37.9	37.6	37.2	39.3	—	

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	実際に参加体験する方法だけでなく、コロナ禍における実績を踏まえたオンラインの活用による海外との交流により、多文化理解の促進や平和意識の普及に向け、広い世代を対象とした事業を実施していく。 また、平和意識の普及に関しては、社会情勢を反映し、核兵器廃絶平和都市宣言40周年や戦後80周年という周年事業を実施し、幅広い世代を対象とした市民の参加を促進していく。
-----------------------	--

※1【多文化共生】国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

※2【外国人市民】外国籍の市民又は、国籍が日本であっても外国文化を背景に持つ市民（海外からの帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍取得者など）のこと。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	5	個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります
施 策 名	NO	13	人権の尊重と男女共同参画の推進
施 策 所 管 局	市民局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>近年、人権意識の高まりが見られるものの、依然として性別、年齢、障害などを理由とする様々な人権問題があるほか、性的少数者への偏見や差別、特定の国や民族に対するヘイトスピーチ※1などの課題も顕在化しています。</p> <p>このため、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権教育・人権啓発を進めることにより、個性の尊重という基本的人権の根幹的な理念を社会全体で共有していく必要があります。</p> <p>また、働く場における女性の活躍推進などが社会全体として進められている一方で、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しているほか、配偶者などに対する暴力の問題も存在しています。</p> <p>このため、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を發揮できるよう、あらゆる分野における男女共同参画を推進するとともに、配偶者などに対する様々な暴力をなくす取組を推進していく必要があります。</p>
取組の方 向	<p>1 人権尊重のまちづくりの推進</p> <p>学校や家庭などあらゆる場を通じ、人権教育・人権啓発を進めるとともに、相談機関や関係機関の相互の連携による相談・支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>また、性的少数者への偏見や差別、ヘイトスピーチなどの人権問題に対し、多様な主体と連携した効果的な啓発活動などの取組を推進します。</p>
	<p>2 男女共同参画の推進</p> <p>様々な啓発活動を行うことにより、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、働く場における女性の活躍推進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など性別にかかわらず誰もが充実した職業生活や、家庭・地域生活を送ることのできる環境づくりに取り組むなど、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。</p> <p>また、配偶者などに対する様々な暴力をなくすため、ドメスティック・バイオレンス※2防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携した相談・支援などに取り組みます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・国においては、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」等の人権に関する法令の整備が進み、令和5年6月には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行された。 ・その一方で、外国人や障害のある人に対する差別的言動、インターネット等を利用した人権侵害、ジェンダーアイデンティティ及び性的指向に関する偏見など、新たな人権課題が生じている。 ・我が国においては、有償労働時間が男性、無償労働時間が女性に大きく偏るなど、依然として、固定的な性別役割分担が残る中、国においては、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会として「令和モデル」の実現に向けて取り組みを進めている。 ・また、令和6年4月には「配偶者暴力防止法（DV防止法）」の改正や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題に対し、新たな支援の枠組みを構築している。
コロナ禍の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする、様々な人権問題が全国的に発生した。本市においても新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別を解消するため、全庁的な取組を継続的に実施した。 ・新型コロナ感染症の感染拡大防止のため、人権啓発活動の一部を縮小・中止した。また、ソレイユさがみ女性相談室では、原則、電話での相談のみ（対面相談中止）とするなど対策を講じながらの対応となった。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	人権が尊重されていると思う市民の割合 市民の人権意識を測ることで、人権尊重のまちづくりが図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	人権に関する各種取組等による効果を見込み、目標を設定しました。						人権施策推進指針に基づく取組等により、各年度の数値に動きはあるものの、基準値からは0.8ポイント上昇し、令和5年度は中間目標値まで0.2ポイントとなっている。
成果指標の算出方法	市民アンケート調査結果より、人権が尊重されていると思う市民の割合を算出						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				66.2	67.2	
実績値(%)	65.2	70.5	72.0	66.2	66.0	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	男女の役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合 性別による固定的な役割分担意識を測ることで、男女共同参画が推進されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去の意識変化の傾向や、今後の男女共同参画の推進に関する各種取組等による効果を見込み、目標を設定しました。						社会的な意識変化とともに、令和2年3月に策定した、第3次さがみはら男女共同参画プランに基づく各種事業の着実な実施により、令和元年度以降数値は上昇しており、中間目標に到達している。
成果指標の算出方法	市民アンケート調査結果より、男女の役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合を算出						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				81.0	82.0	
実績値(%)	79.9	82.1	82.8	84.1	84.6	-	

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	市の審議会等における女性委員の割合 女性の活躍推進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	「さがみはら男女共同参画推進条例」（平成16年相模原市条例第1号）で定めている男女委員割合の下限である40%を目標として設定しました。						審議会等の委員の選任に当たっての事前協議制度の実施により、目標値に向かって上昇している。
成果指標の算出方法	相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針に基づき、所管する審議会等及び協議会等に選出された女性の割合を算出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				37.3	40.0	
実績値(%)	33.9	33.5	35.3	36.5	36.7	-	

5 施策全体の中間評価

<p>所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応</p>	<p>「人権尊重のまちづくりの推進」については、平成31年1月に人権施策推進指針を改定し、同指針に基づく取組を進めるとともに、令和6年3月には、同指針に基づく取組により実効性を持たせるため、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。人権教育・人権啓発の具体的な取組については新型コロナウイルス感染症の影響を受けることとなったが、その間においても可能な範囲で人権教育・人権啓発活動に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見を解消するため、ポスターや動画メッセージ等による啓発活動に取り組んだ。また、コロナ禍が収束に向かう中では、学校における人権擁護委員による人権の話と花植え活動である「人権の花運動」、ホームタウンチームと連携した人権啓発活動、市民を対象とした人権に係る講演会等を実施するなど、様々な場面で人権教育・人権啓発に取り組んでいる。こうした取組が一步一步市民の人権尊重に係る意識を醸成しているものと考えており、引き続き、継続的、効果的な人権教育・人権啓発に取り組む必要がある。今後は、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権教育・人権啓発活動に、より一層取り組むとともに、人権侵害に関する相談体制を充実させ、困った人に寄り添った対応をしていくことで、あらゆる人の人権が尊重される共生社会の実現を図っていく。</p> <p>「男女共同参画の推進」については、社会的な意識変化とともに、相模原市立男女共同参画センター(ソレイユさがみ)におけるソレイユフェスタ、男性の育児参画支援事業の実施等、男女共同参画を促進する取組により成果指標は着実に向上している。また、家族の問題、DV被害、就労の問題等、様々な悩みを抱える女性が安心して相談することができる女性相談など、困難な問題を抱える女性に寄り添った対応に取り組んでいる。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの意識醸成を図り、働き方等の労働慣行の変化に繋がっていくことが必要であるとともに、困った時に安心して相談できる体制を整えておく必要があることから、引き続き男女共同参画推進プランに基づき分野横断的な取組を進め、男女共同参画社会の実現を図っていく。</p>
------------------------------	--

※1【ヘイトスピーチ】人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見などを理由に、個人や集団に対し、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現。

※2【ドメスティック・バイオレンス】配偶者、恋人等の親密な関係にある者又はあった者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為。